

計画作成支援制度

補助金を受けて経営改善計画の作成を行うことができます。

早期改善のために計画作成にあたり、所定の事前の手続を行ったうえで計画を作成し、その結果についてモニタリングをすることについて、経営改善支援センターから補助金が支給されます。

項目	内容
内容	①改善計画を作成 ②上記の取り組み結果についてモニタリング
補助金額	上記経費の3分の2(上限20万円)

【ポイント】

・経営革新等認定支援機関とともに作成する必要があります。

⇒ヤマダ総合公認会計士事務所は同機関の認定を受けているので要件上問題ありません。

・経営改善支援センターの面談や手続及び金融機関対応は必要になります。

⇒ヤマダ総合公認会計士事務所がサポートするので安心です。

ヤマダ総合公認会計士事務所と
計画の作成をしませんか？

<http://yamadasougou.co.jp>

